

標準運送約款及び標準内航運送約款のあり方に関する 主な論点と方向性案

I. 改正商法の内容を踏まえた標準約款の見直しの検討

1. 物品運送

①荷送人の義務

(1) 契約に関する事項を記載した書面の交付義務

改正商法では、送り状等により荷送人が運送人へ申告する内容が規定された。標準内航運送約款においても、貨物に関して荷主が運送人へ申告する内容が規定されていることから、その内容や当該情報の電子提供について、改正商法と同様（他の運送分野と統一）とする改正を行う。

(2) 危険物の申告

改正商法では、危険物に係る荷送人の通知の義務が、通知内容等とともに新設され、危険物の運送時に生じた損害に係る運送人の荷送人に対する賠償請求の立証責任が転換された。標準内航運送約款及び標準運送約款（以下「標準約款」という。）においては、危険物の通知義務の規定はあったが、通知内容等が改正商法と異なるため、改正商法と同様（他の運送分野と統一）とする改正を行う。

②運送人の損害賠償責任

(3) 高価品免責の特則

高価品の運送は、荷送人がその種類又は価額を通知しない場合は、運送人が免責される。改正商法では、貨物が高価であることを運送人が知っていた場合などは、運送人が免責されない例外的な場合が新設された。標準約款においても、改正商法と同様に、運送人が免責されない場合を明文化する改正を行う。

(4) 損傷、滅失、延着の場合の損害賠償額

改正商法では、損傷、滅失の場合の損害賠償額に関し、規定の整理がなされ、延着の損害賠償額に関しては各モードに任せることとし、規定上の整理はなされなかった。標準約款では、損傷、滅失に係る規定について、改正商法と同様の内容が既に盛り込まれている。延着の損害賠償額の規定については、陸上の標準約款では盛り込まれていることから、標準内航運送約款でも規定を新設する改正を行う。

③運送人の損害賠償責任の消滅

(5) 貨物の損傷等による運送人の責任に関する期間制限の合理化

改正商法では、運送品の滅失等の運送人の責任が、1年の消滅時効から国際海上運送と同様の1年の除斥期間に改められ、損害発生後の合意延長が可能とな

った。現行、責任の消滅に関し、異なる規定が存在する標準内航運送約款を改正商法と同様に改正する。

2. 旅客運送

(6) 旅客に関する運送人の責任

改正商法では、旅客の生命又は身体の侵害による運送人の損害賠償の責任を免除し、軽減する特約が無効とされた。現行の標準運送約款では、事業者が必要な措置を行ったことを証明した場合に事業者の責任を軽減する条文があるが、運送人の責任の軽減が一律無効とならない場合について、改正商法と同様とし、災害時の運送を行う場合や、通常の運送で生じる振動等で生命や身体に重大な危険が及んだ場合とする約款改正を行う。

(7) 旅客の管理下にある荷物に関する運送人の責任

改正商法では、旅客の荷物については、旅客から引渡しを受けた荷物は運送人が責任を負い、旅客から引渡しを受けていない荷物（携帯手荷物、身回り品）については、旅客が責任を負うことと整理している。現行、標準運送約款についても同様の整理であることから改正は不要とする。

II. 国内海上運送事業及び内航海運業の現状を踏まえた約款改正事項の検討

(8) 高級車の運送責任について

標準約款において、積載貨物と同様に、車自体も高価品と扱うこととする改正を行う。ただし、高価品の基準については、個社で定めることとする。

(9) 荒天遭遇等の免責について

標準内航運送約款における荒天遭遇等不可抗力の場合の免責条文の存在により、保険がおりないことがあるという課題に関し、標準内航運送約款上どのように規定するかについては、保険の課題はある一方で、同条文の削除は、荒天遭遇時の対応に関する荷主への説明が困難になるという考え方もある。したがって、本論点については、標準内航運送約款の規定は現行どおりとし、荒天遭遇等不可抗力の場合の免責条文を盛り込まない約款を使用する場合には個別認可とする現在の枠組みを維持することとする。

(10) 航路変更について

災害時の緊急輸送や旅客の禁止行為に伴う航路変更は、現行の標準約款において、「やむを得ない場合」に該当し、航路変更が可能であると整理されていたが、これを明文化する改正を行う。